

(4) 長崎市立岩屋中学校「いじめ防止基本方針」

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって生徒を守り育むとともに、人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【めざす生徒像】

- ・志を高く持ち、自ら学ぶ生徒（知）・規律正しく、思いやりのある生徒（徳）
- ・心身共に健やかでたくましい生徒（体）

【PTA】

- ・PTA総会
- ・理事会・評議委員会
- ・専門部委員学級委員
- ・課外クラブ振興会
など

【いじめ対策委員会】

- ・校長・教頭・教務主任
- ・生徒指導主事・学年主任
- ・教育相談担当
- ・養護教諭・SC
- ※ 必要に応じて関係教職員や
専門家を追加

【関係機関】

- ・教育委員会・警察
- ・子育て支援課
- ・児童相談所・法務局
- ・医療機関・民生委員
- ・少年センター
など

【いじめ防止に向けての基本姿勢】

- いじめは「どの生徒にも起こりうる」「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に**一致協力した指導体制を確立**するとともに、研修等を通して**教職員の対応力・指導力の向上**に努める。
- 「いじめは許されない」との**人権意識**と、**生命を尊重する態度を育成**するとともに、生活体験活動等を推進することにより、社会性や**自己有用感、自己肯定感を高める指導**に努める。また、生徒の自主的な生徒会活動の推進により、**共感的人間関係や規範意識、道徳的実践力の育成**を図る。
- いじめ問題に対する**学校の基本方針**や保護者の責任等を明らかにして保護者・地域の理解を得るとともに、共にいじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて**学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進**する。
- 学校基本方針・基本姿勢等による取組の**達成状況**について、計画的かつ継続的な点検・評価を実施し、その結果を踏まえて改善に取り組む。

いじめの早期発見

- 生徒の小さな変化や危険信号を見逃さず、**教職員がいつでも情報を共有**できる工夫を行う。
- 生徒の実態について、**定期的なアンケート調査**や**個人面談、家庭訪問等**、きめ細かな把握に努める。
- 校内に生徒等の悩みを積極的に受けとめる「**いじめ相談窓口**」を設置し**相談体制を整備**する。その充実に向けて、学校内外の専門家の活用を図る。「窓口」となるのは、学級担任をはじめ養護教諭等、生徒にとって最も相談しやすい人とする。
- **学校以外の相談窓口についての周知や広報**を継続して行う。

いじめに対する措置

- 生徒や保護者からいじめの相談等があった場合、疑いがある行為には、「**いじめ対策委員会**」にて**情報を共有し、組織で対応**する。
その際、該当生徒や知らせてきた生徒の安全を確保し、正確な把握のために**アンケート調査等を実施**し、その結果から速やかに対応する。
さらに、事実を隠すことなく、**保護者等と協力して対応する体制を整える**。
- いじめられている生徒から事実関係の聴取を行い、心のケアや弾力的措置等**いじめから守り通すための対応**をとるとともに、**確実な情報を保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有**する。
あわせて、生徒にとっての信頼できる人と連携し、寄り添う体制をつくる。状況により外部専門家の協力を得る。
- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、**学校は組織的にいじめをやめさせ、再発を防止する措置をとる**。状況に応じ、心理的孤立感・疎外感を与えないような配慮のもと、特別の指導計画による指導(含出席停止)の他、警察等との連携も含め毅然とした対応を行う。
また、**保護者へ継続的な助言**を行う。
- 「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「**仲裁者**」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導し、全ての生徒が**お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくり**に努める。
- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、**直に削除する措置**をとる。また、警察や法務局等との連携を図る。

重大事態発生時の関係機関への報告と連携

- すべてのいじめ事案は、**教育委員会に報告**する。
- 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、**躊躇することなく所轄警察署と連携して対応**する。
- いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの**重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応**する。
- 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、**迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う**。

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生徒指導担当へ報告

直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係生徒からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害生徒への継続した指導

- 被害生徒を守り通すとともに、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携をし、寄り添い支える体制をつくる。

加害生徒への継続した指導

- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

チェックリスト

① 学級の雰囲気

- ☐ よく分からないあだ名で生徒のことを話す
- ☐ やる気がなく、行事等でも盛り上がらない
- ☐ 指導が空回りしている雰囲気がある
- ☐ 教室に入ると教室外に出たりするなど教師を避けがちになる
- ☐ 特定の生徒が係活動を何度も担当する
- ☐ 特定のグループが特定の場所に集まる
- ☐ ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気が感じられる
- ☐ 特定の生徒がグループから離れて一人で行動するようになる

② 登校時や朝の会

- ☐ 早退、遅刻、欠席が目立つ
- ☐ 表情が暗く、どこことなく元気がない
- ☐ 顔や身体に傷やあざがある

③ 授業時間

- ☐ 一人で遅れて教室に入ってくることが多い
- ☐ よい発言や活動をしたのに賞賛や評価が得られない
- ☐ 特定の生徒への発表に笑いや冷やかし、無視がある
- ☐ 一人で活動することが多い

④ 昼食時

- ☐ 給食を残しがちである
- ☐ 給食を人に与えたり、とられたりしている
- ☐ 特定の生徒が触った食器をさわらない
- ☐ 特定の生徒の机と机を離れたがる

⑤ 休み時間

- ☐ トイレ等にこもりがちである
- ☐ 一人で時間をつぶしている
- ☐ 目の届きにくい場所から出てくる
- ☐ ふざけあいでもいつもやられ役になっている
- ☐ 友達というが表情が暗い薄笑いを浮かべる
- ☐ 職員室や保健室・図書室にすることが多く、一人になりたがらない

⑥ 掃除時間等

- ☐ 一人でしていることが多い
- ☐ 掃除道具を投げつけられたり、追いかけて回されたりしている
- ☐ いつも後かたづけをさせられている
- ☐ 特定の生徒の机を運ぼうとしない

⑦ 学級活動・班活動

- ☐ 役員や選手選出の時、特定の生徒の名がいつもあがる
- ☐ 学級内で問題が生じると、特定の生徒の名前がすぐあがる
- ☐ 班長等をやめたいと急に言い出す
- ☐ 班編成で最後まで所属が決まらない
- ☐ 活動中もよく一人でいる
- ☐ 席替えの後、机と机を離れたがる

⑧ 放課後

- ☐ 友達というよりも教師と話したがる（自分のことは語ろうとしない）
- ☐ 特定の友達といっしょに帰るが、なんとなく浮かない顔をしている

年間活動計画

	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4	いじめ防止基本方針の共通理解 生活アンケート調査	10	生活アンケート調査
5	生活アンケート調査 連休明けの生徒観察	11	生活アンケート調査 三者面談
6	生活アンケート調査 教育相談 生徒総会	12	生活アンケート調査 人権集会
7	生活アンケート調査 長崎っ子の心を見つめる教育週間	1	生活アンケート調査
8	生活アンケート調査（登校日） 平和祈念集会	2	生活アンケート調査 教育相談 新入生説明会
9	生活アンケート調査 休業中の生徒の共通理解	3	生活アンケート調査 次年度申し送り資料作成 新入生引継ぎ

様々な相談窓口

談 窓 口	電 話 番 号	相 談 時 間	備 考
親子ホットライン	0120 - 72 - 5311	9:00~20:50 (月～金)	県教育庁(県教育センター)
24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24 時間	県教育庁(県教育センター)
こころの電話	095 - 847 - 7867	9:00~16:30 (月～金)	こども・女性・障害者支援センター
子ども・家庭 110 番	095 - 844 - 1117	9:00~20:00 (毎 日)	こども・女性・障害者支援センター
ヤングテレホン	0120 - 78 - 6714	9:00~17:45 (月～金)	県警
こども人権 110 番	0120 - 007 - 110	8:30~17:15 (月～金)	長崎地方法務局
長崎いのちの電話	095 - 842 - 4343	9:00~22:00 (毎 日)	社会福祉法人長崎いのちの電話
いじめ相談ホットライン	0570 - 078310	24 時間	(全国統一)
長崎市教育研究所教育相談	0120 - 556 - 275	9:00~16:00 (月～金)	市教育研究所
子育て支援相談電話	095 - 822 - 8573	8:45~17:30 (月～金)	市子育てサポート課
子育て支援相談電話	095 - 825 - 5624	8:45~17:30 (月～金)	市子育てサポート課